

お元気ですか

南 恵子

です

ニュースを読んでご意見をお寄せ下さい。

区議会議員

南 恵子

TEL 3790-1523



発行責任者 日本共産党品川区議会議員 南 恵子 八潮5-12-65-503

メールアドレス minami@jcp-shinagawa.com

ひどい

自公民と区が否決

入院時の紙おむつ代の現金支給を求める請願

12月13日の厚生委員会で、品川の医療と介護をよくする会が提出した「品川区でも入院時の紙おむつ代の現金支給を求める請願」を審査しましたが、自公民が反対して否決。日本共産党(中塚議員と南恵子)は賛成しました。

社会福祉協議会の委託事業

昭和58年以降社会福祉協議会の事業として今日まで継続。現金ではなく、寄付として集まってきた紙おむつを「お見舞い」として現物で支給。当初は150名に提供し予算額は250万円だったが、現在は1500人にされ、予算額は4207万円。

紙おむつは在宅介護を支援するものと強調
紙おむつは、介護をしている方にとってトイレに連れていく負担を軽くする安心なものです。
区は、27年前(昭和58年)に社会福祉協議会に紙おむつの支給を委託し、その位置づけを「在宅介護を支援する」と説明。支給対象は要介護度3・4・5の高齢者と。要介護1・2でも失禁があったり、昼夜必要な人で民生委員から

申し込みをした方と説明。
現金支給は考えてない
また、現金支給については、多くの人に支給しているので大量購入して単価が安くなるようにしていること、使用枚数は個人差があるので不足分は自費で補うべきだ、紙おむつの種類と枚数を増やしてきなどの理由で考えていないといいました。
長年の願いに応えるべきと主張しました

南は次のように質問して請願採択を主張しました。
現金支給については、入院時にかかる費用は医療費とその他の諸雑費ですが、諸雑費のほうが重くなりません。なぜなら、差額ベッド代やパジャマ・タオルのレンタル料をはじめ紙おむつ代が結構かかるからです。
今年の6月の第2回定例議会で、日本共産党が入院

東京23区・紙おむつ支給状況

区名	順位	入院時		在宅
		現金支給 有・無	支給額(月)	紙おむつ 支給額(月)
港区	1	○	10,000円	7,465円
千代田区	2	○	10,000円	5,636円
江戸川区	3	○	9,000円	6,901円
葛飾区	4	○	9,000円	6,042円
新宿区	5	○	8,000円	7,000円
江東区	6	○	7,500円	5,700円
中央区	7	○	7,000円	6,338円
墨田区	8	○	7,000円	5,366円
目黒区	9	○	6,300円	4,952円
豊島区	10	○	6,000円	5,489円
中野区	11	○	6,000円	5,063円
世田谷区	12	○	6,000円	4,484円
荒川区	13	○	5,400円	5,400円
渋谷区	14	○	5,000円	7,209円
台東区	15	○	5,000円	5,600円
北区	16	○	5,000円	5,000円
大田区	17	○	5,000円	4,676円
板橋区	18	○	5,000円	4,087円
練馬区	19	○	4,800円	4,963円
文京区	20	○	3,500円	3,183円
足立区	21	○	3,000円	5,439円
杉並区	22	×	0円	5,746円
品川区	23	×	0円	3,000円

時の費用負担を軽減するための
の条例提案をした際に調べた
実際にかかった方の入院費用
を紹介しました。40日間の入
院で医療費は4万4千円(高

額医療制度適用)、食事代は
3900円、所雑費は14万4
300円でした。この例で明ら
かですが、紙おむつ代を含む
所雑費が思い負担になってい

ます。従って、負担軽減の意
味からも入院中は現金支給に
するべきです。

**自公民は「寄付」に反
するもの——と主張し
て否決**

自公民は、社会福祉協議会
が区民の寄付を集めて現物支
給していることをもって、
「渡りに船」とばかりに反対
の理由にしました。

区民の痛みをまともに見よ
うとしない冷たい姿勢です。
また、上の表に現れていると
おり品川区は23区中最下位。
これを恥ずかしいとも思わず、
この問題でも区の説明を鵜呑
みにしているのです。

こんな姿勢だから世論もマ
スコミなどでも、高額な歳費
を受け取っているのに仕事を
しないと指摘されて
しまうのです。もう
姿勢を改めるときで
はないでしょうか。



生活・雇用・子そだて

・教育など何でもお気軽にご相談ください

連絡先 南恵子区議会議員 電話(3790)1523